

# 住民異動などの届け出は忘れずに!

就職・進学・転勤などで住民異動の多い時期になります。住所などを異動したときは、住民異動の手続きにあわせて、国民健康保険(国保)や年金などの手続きも必要となります。手続きには、本人確認書類(運転免許証・パスポート・保険証など)を持参してください。また、同一世帯以外の人が代理人として住民異動

届を出す場合には委任状が必要です。

## 問い合わせ先

市民課(☎0848⑥76047 FAX 0848⑥76062)  
本郷支所地域振興課(☎0848⑥1111)  
久井支所地域振興課(☎0847②7111)  
大和支所地域振興課(☎0847③0222)



| 届 け 出 内 容                                | 届 け 出 に 必 要 な も の                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市外に転出する人                                 | 印鑑<br>国保被保険者証.....国保の加入者<br>後期高齢者医療被保険者証.....後期高齢者医療保険の加入者<br>介護保険被保険者証.....65歳以上の人 40歳から64歳までで認定を受けている人                                                                   |
| 市外から転入した人<br>転入した日から14日以内に<br>届け出をしてください | 印鑑<br>転出証明書.....前住所地の市区町村発行のもの<br>後期高齢者医療被保険者証 (県内転入).....後期高齢者医療保険の加入者<br>後期高齢者医療負担区分等証明書(県外転入).....後期高齢者医療保険の加入者<br>介護保険受給資格証明書.....要介護の認定を受けている人<br>年金証書.....年金を受給している人 |
| 市内で転居した人<br>転居した日から14日以内に<br>届け出をしてください  | 印鑑<br>国保被保険者証.....国保の加入世帯<br>後期高齢者医療被保険者証.....後期高齢者医療保険の加入者<br>介護保険被保険者証.....65歳以上の人 40歳から64歳までで認定を受けている人<br>年金証書.....年金を受給している人                                           |
| 世帯主の変更<br>変更があった日から14日以内に<br>届け出をしてください  | 印鑑<br>国保被保険者証.....国保の加入世帯                                                                                                                                                  |

## 自動交付機のご利用を!

3月・4月は、窓口が大変

混雑します。住民票の写し・

印鑑登録証明書・税証明書

(所得証明書など)は、自動交

付機を利用してください。

※暗証番号登録済みの市民カ

ードが必要になります。

利用時間 平日 8時30分

19時、土・日曜日 8時30

分~17時30分

※祝日は利用できません。

問い合わせ先 市民課(☎0

848⑥76047)

## 年金の届け出を忘れずに

進学、就職、退職、結婚な

どにより、年金の種類が変わ

ることがあります。忘れずに

届け出をしてください。

## 国民年金保険料の前納割

## 引について

一定額の保険料をまとめて

前払いすると割引になる前納

制度があります。

問い合わせ先 三原社会保険

事務所(☎0848③41

11)

# 引っ越しの際には、水道部への届け出が必要です

引っ越しが決まったら、早めに水道部に連絡してください。  
その際には、次のことを知らせてください。

|                         | 届け出に必要なもの                                                                                                         |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市内で転居・<br>市外へ転出する<br>とき | 水栓番号、現住所、名前、転居する日、転居先の住所、電話番号<br>連絡がないと、使用していても基本料金がかかります。<br>市内での転居は、引き続き同じ口座での引き落としができません。希望する人は手続きの際に申し出てください。 |
| 市外から転入<br>したとき          | 新住所、名前、電話番号、使用を開始する日                                                                                              |

※水道部ホームページからも手続きができます。

問い合わせ先 水道部管理課(☎0848④2243 FAX 0848④2135)

**使用水量・料金等のお知らせ**

水栓番号 987-654321-000 ..... 水栓番号

設置場所  
方 番  
使用人名 141 907  
用 途 口径 メーター番号

検 計 日 月 日

今回指針 m<sup>3</sup>

前回指針(一) m<sup>3</sup>

メーター水量(十) m<sup>3</sup>

今回ご使用水量(2ヶ月分) m<sup>3</sup>

(前年同期水量 m<sup>3</sup>)

予定水道料金・予定下水道使用料(消費税相当額を含みます。)

| 年      | 月 | 分 | 年 | 月 | 分 |
|--------|---|---|---|---|---|
| 水道料金   | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 下水道使用料 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 合計金額   | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

**口座振替済のお知らせ**

